

静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例をここに公布する。

平成29年 8 月 8 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第30号

静岡県半島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）内において、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税に関する静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることにより、半島振興対策実施地域の産業の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び県土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(事業税の不均一課税)

第 2 条 省令第1条第1号に規定する期間内に、半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について課する同号に規定する事業税の額は、県税条例第3条及び附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日（以下この号において「開始日」という。）から3年以内に終了する各事業年度について、当該各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人に係る事業税 県税条例附則第17項又は第18項の規定を適用して計算した金額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額

初年度（開始日から1年以内に終了する事業年度をいう。）	2分の1
第2年度（開始日から1年を超え2年以内に終了する事業年度をいう。）	4分の3
第3年度（開始日から2年を超え3年以内に終了する事業年度をいう。）	8分の7

イ 県税条例附則第19項の規定の適用を受ける法人に係る事業税 県税条例附則第19項の規定を適用して計算した金額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額

初年度（開始日から1年以内に終了する事業年度をいう。）	2分の1
第2年度（開始日から1年を超え2年以内に終了する事業年度をいう。）	4分の3
第3年度（開始日から2年を超え3年以内に終了する事業年度をいう。）	8分の7

(2) 個人事業者が特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又はその翌年以後2年以内の各年について、当該各年の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして省令第2条の規定により計算した

額に対して課する事業税 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額

1年目	2分の1
2年目	4分の3
3年目	8分の7

（不動産取得税の不均一課税）

第3条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（省令第1条第1号に規定する計画期間（次条において「計画期間」という。）の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、税法第73条の15又は附則第11条の2第1項に定める税率に10分の1を乗じて得た率とする。

（固定資産税の不均一課税）

第4条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である大規模の償却資産（計画期間の初日以後取得したものに限る。）に対して、市町が最初に固定資産税を課すべき年度又はその翌年度以後2年度以内の各年度において課する固定資産税の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、税法第741条に定める税率に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た率とする。

初年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

（不均一課税に係る届出）

第5条 前3条の規定に該当する者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。